子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子どもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、上士幌町補助金等交付規則」(昭和50年10月7日規則第７号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、地域における子どもの見守りの場としての機能が期待される子どもの居場所づくりを進める団体等に対し補助金を交付することにより、町内における子どもの居場所づくりの普及定着を図るものとする。

（定義）

第３条　この要綱において「子どもの居場所づくり」とは、家庭的な環境の中において家族で食事をする機会の少ない子どもの孤食の防止、居場所の確保、自主学習その他の学習の支援及び世代間の交流等を目的とした事業を実施する場（以下「子どもの居場所」という。）を開設するものをいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、町内で営利を目的としない子どもの居場所を開設するボランティア団体及び非営利活動法人等（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付対象となる事業は、子どもの居場所を運営する事業であって、次の掲げる要件に該当するものとする。

（１）子どもの居場所を継続的に原則月１回以上開催するものであること。

（２）食事または学習支援等を無料または低額で提供すること。

（３）子どもの居場所開設時には、常駐できる責任者を配置するとともに、利用者の安全管理や感染症対策に十分配慮すること。

（４）子ども食堂を開設する場合は、開設前に帯広保健所の指導を受けるとともに、食事を提供する際は衛生管理に十分配慮すること。

（５）営利を目的とした事業ではないこと。

（補助対象経費）

第６条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、子どもの居場所開設の準備及び運用に係る費用のうち、次のとおりとする。

（１）対象となる経費は、旅費、消耗品費、食糧費（利用者に提供する飲物や熱中症対策用副食等）、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、賄材料費、医薬材料費、保険料、使用料及び賃借料とする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、補助対象経費の合計額（寄付金その他の収入の額を減じて得た額）とし、年間上限額を150,000円とする。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。

２　補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて申請する。

（１）事業計画書

（２）事業予算書

（３）その他教育長が必要であると認める書類

（補助金の交付決定等）

第９条　教育長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付決定の内容及び必要な条件を付して通知する。

２　教育長は、前項の審査の結果により補助金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに補助事業者に対してその旨を通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第１０条　補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金等概算払申請書（様式第2号）を教育長に提出しなければならない。

２　教育長は、補助金等概算払申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払いの必要があると認めたときは、当該概算払いを決定し、通知する。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(１)　事業実績書

(２)　事業精算書

(３)　開催実績詳細

(４)　その他教育長が必要であると認める書類

（補助金の額の確定）

第１２条　教育長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を精査し、適正と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（決定の取り消し等）

第１３条　教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。

(３)　前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反したとき。

（補助金の交付）

第１４条　補助金は、前条の規定により確定した金額から第１０条の規定により補助金の概算交付を受けた額を差し引いた額を交付するものとする。

（補助金の返還）

第１５条　教育長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　教育長は補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定の例により返還を命ずるものとする。

（帳簿の整備）

第１６条　補助事業者は、補助事業の経理を明確にするため、当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、かつその証拠となる書類を整備し、補助金の交付を受けた日に属する翌年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。